

件名	愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	

**【改正の概要】**

国家公務員退職手当法に準じ、退職手当の支給制限及び返納等の制度の拡充並びに諮問機関の設置に関する規定の創設

**1 退職手当の支給制限及び返納等の制度の拡充（愛媛県職員退職手当条例の改正内容）**

① 退職手当の支給制限の事由の追加（支給制限事由の拡大に併せて、支払差止め事由も拡大）

支給制限（支払差止め）の事由	改正後		改正前	
	支給制限	差止め	支給制限	差止め
懲戒免職処分を受けた場合	全額	—	全額	—
同盟罷業を行ったこと等により退職させられた場合				
刑事訴追を受け禁錮以上の刑に処せられた場合			○	
再任用職員として、職員のとときの行為に関し、懲戒免職処分を受けた場合	一部	○	/	
退職した後に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったことが判明した場合				
上記の場合の遺族への支給制限（対象者の拡大）				

② 退職手当の返納等の事由の追加

返納等の事由	改正後	改正前	
刑事訴追を受け禁錮以上の刑に処せられた場合	全額 一部	全額	
再任用職員として、職員のとときの行為に関し、懲戒免職処分を受けた場合		/	
退職した後に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったことが判明した場合			
上記の場合の遺族からの返納及び相続人からの納付（対象者の拡大）			

**2 諮問機関の設置（愛媛県職員退職手当条例の改正内容）**

処分を受ける者の権利保護を図る観点から、退職手当の支給制限等の処分をしようとするときは、人事委員会に諮問することとし、人事委員会がその処分の調査審議を行う。

（改正前）

退職手当の支払の一時差止めや返納を行うに当たっては、任命権者の判断で行うものとされ、諮問機関は存在しない。

**3 技能労務職員、公営企業職員への適用（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の改正内容）**

（愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正内容）

① 愛媛県退職手当条例の適用を受けない技能労務職員及び公営企業職員に係る退職手当についても上記1と同じ制度を設ける。

② 技能労務職員及び公営企業職員の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議についても上記2と同じく人事委員会がその処分の調査審議を行う。

\* 愛媛県職員退職手当条例の例によることで適用される。

〔参考〕知事等の特別職については、該当の条例改正はないが、愛媛県職員退職手当条例の例によっているため、同条例の内容が適用されることになる。

施行日	公布の日
-----	------

--	--